

## 大名領国成立期における中心集落の形成

—尾張平野の事例研究による検討—

小林 健太郎

【要約】 わが国においては、一三世紀以降しだいに自生的な地方的中心集落形成への動きが顕著になり、その展開過程において経済的中心として村落市場が形成され、在地領主層の城館が政治的中心としての機能を高めていった。かくして戦国時代後期には両者の結合形態をとる中心集落が成立し、それらを結節点とする地域構造が構成されて戦国大名の領国支配を支える基盤となつていった。このような観点から尾張平野における初期の村落市場、在地領主層の城館について検討し、戦国時代後期における中心集落網の性質と中心集落の構造を明かにするのが本稿の目的であり、文献史料の欠を補うため現地調査による小地名、地割形態、遺構などを検討した。その結果(一)初期の村落市場は一四世紀後半から三〇五軒の距離をおいて広範に成立していったが、それらは村落一般に共通する不規則なブロック型地割を有しており、なお村落景観を特色あるものに改変するほどの影響力は持っていないかつた。(二)南北朝内乱期を通じて急速に成長していった中小封建領主への被官化が進み、城館が統合されて有力封建領主の城館の政治中心の機能が強化された。(三)一五世紀後期にはこれらの城館と定期市化していった村落市場との結合がみられ、地方的な中心集落を構成していった。(四)かくして一六世紀中期にはすでに四〇六軒間隔で分布する中心集落網が形成されていた。(五)この時期は市場商業から店舗商業(町における商業)への過渡期にあたり、中心集落にも短冊型地割を特色とする町並の形成がみられるもの(刈安賀)と村落的傾向が強く市場商業を主とするもの(岩崎)とが見られたことが明らかにされた。 史林 四八巻一号 一九六五年一月

## はじめに

わが国においては、一三世紀以降しだいに自生的な地方

的中心集落形成への動きが顕著になっていった。すなわち、

この時期には農業生産力の増大と多様化、農村内での手工業者の成長がみられ、それにともなって農工業生産の地理

的社会的分業が展開し、年貢の代銭納制に促進されて貨幣経済が地方農村へ浸透していった。他方、このような動きを背景として、旧名体制を特色づける大規模な名田経営が解体し、数多くの中小新名主が生み出され、さらに彼等は独立自営の小農民層を構成して、惣村・郷村などの地縁的結合を強化していくという農民層の総体的な社会的経済的地位の向上がみられ、その歩みの中からしだいに一円的な在地支配を確立していった土豪・国人層が胎頭してきた。

このような社会経済構造の変化に支えられて、局地的再生産圏<sup>①</sup>がその機能を増大し、流通経済の中心としての市場、行政活動の中心としての城館を広範に成立させていった。それらは守護大名、さらには戦国大名による領国支配の形成とともにその拠点となり、市場と城館の結合がみられて、彼等の領国支配を支える地域中心としての機能を高め、封建社会の基盤となる中心集落を形成していったのである。<sup>②</sup>

このような中心集落形成の動きが地域的にその様相を異にすることはいうまでもない。畿内を中心とする先進地域においては、一二世紀頃にはすでに京都・奈良における都市商業が展開し、そこに住む荘園領主と地方荘園を結節す

る中継港湾都市が発達していた。農村においても高い生産力に支えられて早くから独立自営小農民の形成がみられたが、荘園領主の在地支配が強く、土豪勢力の胎頭も荘園領主との結合を前提としていたため、武家勢力による強力な領国支配は成立しなかった。かくしてこの地域における地方的中心集落の形成は、京都・奈良の巨大な影響力のもとに、抑圧された状態にあったものと思われる。

一方、九州や東国等の辺境地域においては農業生産力が低く、農民層の自立度も低かったため、伝統的な在地領主の支配力が強く、領主を中心とする自給自足的な経済が支配的で、商業活動もながく領主層を中心に展開していた。

したがって政治的中心が経済的中心に先行し、市場の広範な成立は一五世紀末〜一六世紀まで下らねばならなかった。

これに対して、中国・東海などの中間地域にあっては、一三世紀後半にはすでに農民層の分解が進行して中小新名主が形成され、さらに一四世紀になると小経営を営む農民層が年貢負担者として独自の動きを示しはじめた。彼らはムラの枠を越えて活動し、山野や用排水を共用し、寺社や市場等を中心とする郷村的結合を生み出して、局地的再生

産園の機能を高め、その経済中心としての市場→町を結晶させていった。他方その中にあって在地領主として一円支配を拡大していった強剛名主層は、南北朝動亂期以後、国人・国衆と呼ばれ、守護大名の領国支配に参加して政治の高揚を示した。このような在地の動きを背景に、この地域では封建領主としての戦国大名が典型的に成長していったのであり、有力被官層の城館は市場(町)と結合して地方的中心集落を形成し、その領国支配を支える地域構造を構成していった。すなわち戦国大名の領国支配は、これらの中心集落を拠点とすることによって、これらを政治的経済的中心として構成された在地⇨局地的再生産圏を直接的に把握していた点において、それ以前の守護・守護大名のそれと区別されるものと考えられる。

いま本稿では、比較的純粋な形で在地の動きを反映した中心集落が形成され、それらを中心に編成された地域構造に支えられて戦国大名が成長して、近世につらなる中心集落網を構成していった尾張平野をフィールドとして、大名領国成立期における地方的中心集落の形成過程、分布、構造について若干の考察を加えてみたい。

- ① 水津一朗、「地域論の機能主義的展開」『地理学評論』三二の一〇、一九五八年、同、「社会地理学の基本問題」一九六四年
- ② 拙稿、「中世城館の歴史地理学的研究——戦国大名領国の地域構造研究への試み——」『人文地理』一五の四、一九六三年

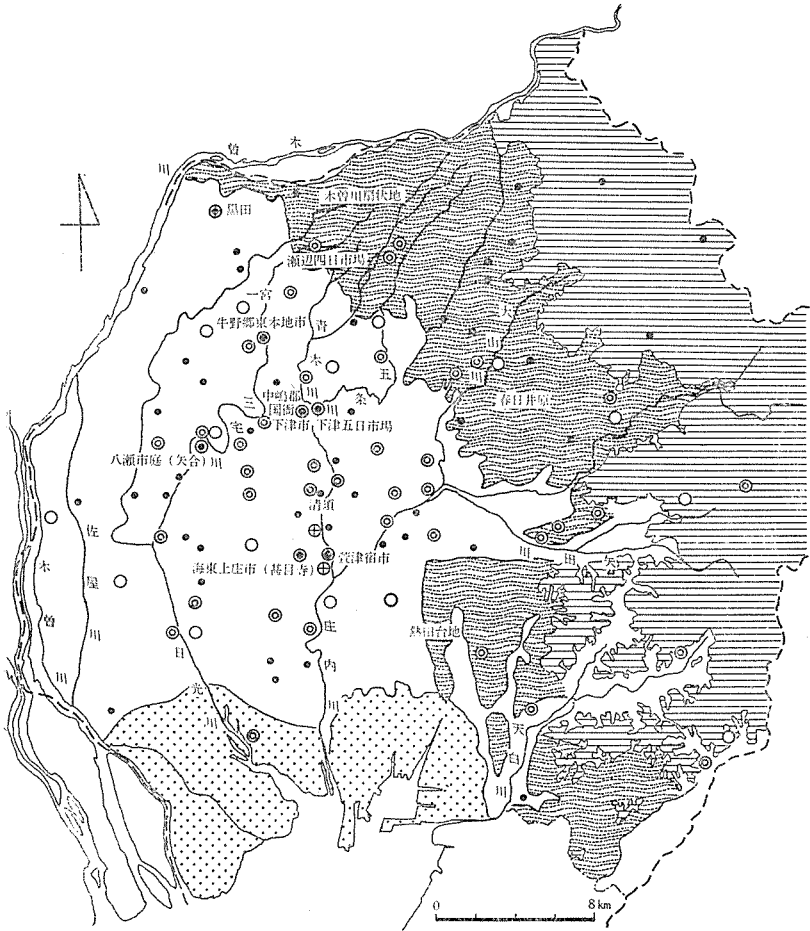
## 第一章 初期の村落市場

### 第一節 村落市場の分布

尾張における一五世紀初期までの市場として、豊田武氏は、海東上庄市庭〔貞応元(一二二二)年〕、海東郡菅津東宿市〔仁治三(一二四二)年〕、山田市場〔康応元(一二三九)年〕、中島郡国衙下津市〔応永四(一三九七)年〕、牛野郷東本地市〔応永九(一四〇二)年〕の五つを挙げ、佐々木銀弥氏は下津五日市〔正和三(一三三四)年〕を追加しておられる。そのほかに延文四(一三五九)年の妙興寺文書に中島郡八瀬市庭が姿を見せる。以上七つが文献的に知られる市場であるが、これらは史料を今日に伝える荘園領主等と何らかの形で関係を有していたためにたまたま記録されることになったものであり、その他にも記録を残さない市場が数多く存したであろう事は想像に難くない。

そこで市場(町)をあらわすと思われる地名を大字名・

第1図 市場および関連地名の分布



◎ 市場地名    ○ 市地名    ⊕ 宿地名    ● 町地名    ⊗ 文献に見える市場

▨ 1    ▩ 2    □ 3    ▧ 4    - - - 5

1. 標高50m以上の山地
2. 扇状地・台地
3. 三角州
4. 干拓地・埋立地
5. 国界

小字名として伝えるものを、明治一五年の調査資料を刊本にした愛知県郡町村字名調から抽出して<sup>④</sup>、それが所属する大字(藩政村——以下「村」と呼ぶ)の分布を示したのが第一図である。これによると〇〇市場、市場△△、あるいは単に市場とだけ呼ばれている市場地名を有する村は四二に達し、市地名(上市、下市、市道など)を有するもの一五、宿地名を有するもの四、町地名を有するもの五七を数える。これらの内には一村で市場地名、市地名、宿地名、町地名のいくつかを共に有するものもあるが、これらの地名を少くとも一つ以上有する村は一〇八の多きに達する。

もちろんこれらの地名すべてが中世起源のものであるという保証はなく、後述の牛野郷東本地市のごとく文献的に明確に市場の存在を知り得るにもかかわらず何ら関連地名を残さないものもあり、また荏安賀のように公式な地名としては使用されていなくても、町内会の名称などに市場地名を使用している場合もある。

一般に近世には、諸大名はその城下町繁栄策として、特定の在郷町を除いて在方における商業活動を禁止し<sup>⑤</sup>、尾張において藩政時代には市場は特に藩の許可をうけた在郷町

においてのみ開かれ、一般の村落では禁止されていた点から、今日伝えられるこれらの市場地名や市地名は、藩政時代以前に成立していたと考えるよかろう<sup>⑥</sup>。といってもこれらの地名を有する五七の村々に市場が開かれたのは、必ずしも同じ頃ではなく、また短期間の、あるいは一時的な開市をみたにすぎないものもあったであろう。

にもかかわらず、これらの地名が、木曾川扇状地末端付近から関西本線に至る尾張平野の中央部に密に分布して、自然堤防と後背湿地が交錯して河川流路も比較的安定し、古代以来開発が進んで最も高い生産力を示していた氾濫原地域<sup>⑦</sup>に対応しているのに対して、耕地化が近世までもちこされて新田の卓越する木曾川扇状地や春日井原、尾張丘陵から西へのびる台地面などの乏水地域や、日光川以西の低湿地に分布が粗であること、平野中央部にあってはそれらが相互に二〜三軒の距離を置いて分布していることは示唆的である。文献的に存在の知られる前記の七市場もすべてこの地域に含まれる。

また東関紀行に「萱津の東宿の前を過ぐれば、そこらの人集て、さともひびく計りののしり合ふ、今日は市の日に

なん当たりたるとぞ云ふなる」とあり、宿場もまた市の開か

れる経済的中心をなしていたものと考えられる。現在宿地

名を伝えるのは葉栗郡黒田（現木曾川町）の枝郷名「北宿」、

「南宿」と海東郡中萱津の「南宿」、下萱津の「宿ノ口」の

小字名、および大字西今宿（いずれも現甚日寺町）である。

これらはいずれも尾張平野中央部を南北に縦貫する中世の

メインストリート鎌倉街道沿いに位置している。黒田はこ

れが木曾川を渡って美濃へぬける墨俣渡の近くにあって、

建久元（一一九〇）年源頼朝が第一回上洛の帰途に一泊した

宿駅である。萱津は鎌倉街道が庄内川を渡る渡河点の西岸

にあって、頼朝は建久六（一一九五）年の第二回上洛の帰途

二泊し、その間尾張守護野三刑部丞成綱が宿駅の雑役を勤

仕した宿駅であり、著名な富田荘古図<sup>②</sup>にも「萱津駅」とみ

える。このほか黒田と萱津のほぼ中間に、十六夜日記に

「おりと」、沙石集に「去る文永七年七月尾張国下津の宿

に雷落ちて……」と見える下津宿があり、今日稲沢市東部

にその地名を伝えている。これらはいずれも中世全期を通

じて栄えた宿駅である。なお西今宿は萱津の北に隣接する

鎌倉街道沿いの集落で、萱津宿と関連を有するものである

うが明らかでない。

古代以来の安定した居住地域として農業生産力の向上が

著しく、したがって集落（人口）密度も高く、比較的早く

から農民層の成長がみられた平野中央部は、また鎌倉街道

の沿道にあたり、京都と東国を結んで往来する行人人との

接触もみられたであろう。明徳五（一三九四）年室町幕府

は尾張守護今川仲秋に対して、石清水八幡宮大山崎神人の

尾張国内での荏胡麻買に子細なきよう便宜を計ることを命

じている<sup>④</sup>。かくして、地方住民相互間の小規模で不定期的

な物資交換の場としての村落市場が、かなり広範に高い密

度で形成されていたところへ、彼等行人人が到来すること

によって、それらはより広い流通機構の末端に組み込まれ、

しだいにそれら相互間の淘汰が行われて定期市化していっ

たものと考えられるが、その間の事情を物語る史料は見ら

れない。

なお、町地名を有する村は五七の多きに達し、市場（市）

地名と同じく平野中央部に密度が高いが、その分布範囲は

広く、東部の木曾川扇状地や春日井原、さらには山間部にも

見られ、西部の低湿地にも進出している。また町地名を

生み出す背景には町並の形成という事実があったものと考  
えられ、その地割は必然的に短冊型となつて、村落市場の  
それとは著しく異つていた。このような商業集落が広範に  
形成されるのは一般に一六世紀以降のことであり、<sup>15)</sup>その分  
布状況からも近世的性格の強いものと考えられる。しかし  
町地名を残してはいても短冊型地割を有しないものもあり、  
「マチ」という語が町並以外のものに対して使用されたこ  
とも考えられ、<sup>16)</sup>この点に關しては後考を待ちたい。

## 第二節 村落市場の形成

尾張平野においては、初期の村落市場の成立、発展を物  
語る充分な史料が見られない以上、われわれは文献以外の  
手段によつてその欠を補わざるをえない。そういった手段  
の一つとして前節では市場（市）地名を取り上げたが、本  
節では、耕地整理など特別な場合を除いて、いったん形成  
されたものに変更を加えられることが比較的少ないと思わ  
れる地割形態を検討することによつて、初期の村落市場が  
どのような特色を有し、どのような集落に対応して成立し  
たのかを、若干の事例について考えてみたい。

まず取り上げるのは尾張一宮の北東五料に位置する瀬部  
村（現一宮市）小字四日市場である。「四日市場」という地  
名は、この地に不定期市から発展して定期市化した三齋市  
が開かれたことを予想させる。瀬部は神鳳抄に瀬部御厨田  
二町六反、畠三〇町八反半と見え、観応元（一二三〇）年  
には中島祐俊が丹羽郡瀬辺散在薩摩前司跡内島地一七町八反  
半を妙興寺に寄進しており、<sup>17)</sup>一四世紀中頃までには相当開  
発も進んでいたのであり、郡村徇行記にはこの地の観音寺  
（曹洞宗）が「応仁ノ兵火ニ悉ク炎焼」したことを記して  
いる。また近世末期には「此村落ハ東西ヘ長キ所ニテ七区  
ニ分レ四方ニ散在ス……此村ハ畠ハカリノ所ニテ荏大豆ヲ  
専ラ作レリ……大体村立ハヨクシテ竹木茂リ殊ニ竹生立ヨ  
キ所ナリ農業ノ余力ニハ往昔ヨリ竹細工ヲ専ラ生産ノ援ケ  
トス……又蚕飼ヲシ糸繭ヲ製シ濃州関アタリヘ多ク送リッ  
カハスト也」<sup>18)</sup>という状態で、畠作を主とし、副業に竹細工  
および養蚕を営む農村であつた。

瀬部村は木曾川扇状地が三角州に移行する扇端部に位置  
し、木曾川乱流時代における分流の旧流路が帯状の低地帯  
をなして水田となつているほかは、一面砂礫質の畑地であ

第2図 瀬部四日市場付近の地割

- 1. 宅地
- 2. 社寺
- 3. 水田
- 4. 畑地
- 5. 小字界
- 6. 大字界





り、数戸ないし十数戸の農家が小村をなして分散している。この各小村のグループが前記の区に相当し、「四日市場」というのは小字名であると同時に区の名称ともなっている。この小字四日市場の南は、藩政時代に藩役人が領内巡見に利用した公道である巡見街道に限られており、この街道は中世においても地方的な主要街道として機能していたであろう。現在県道一宮犬山線はこの街道をほぼ踏襲して走っている。小字四日市場はこの街道沿いに位置し、その南西には「巡見」という小字も見られる。

いま小字四日市場とその付近の明治末期における地割と土地利用を、一宮市役所所蔵の地籍図によって示したのが第二図である。ここでは旧流路が水田となつて北——南および東北東——西南西に走り、図の左端で合流している。この二つの低地帯にはさまれた舌状の微高地（土地利用は畑地）に小字四日市場がのっている。その地割は宅地・耕地ともブロック状で不規則な配列を示し、三四筆の宅地がいくつかの小さな群をなして分散している状態は、付近一帯の村落と共通して、開市のための広場などの存在を読みとることはできない。すなわちこの地はいたって村落的な景

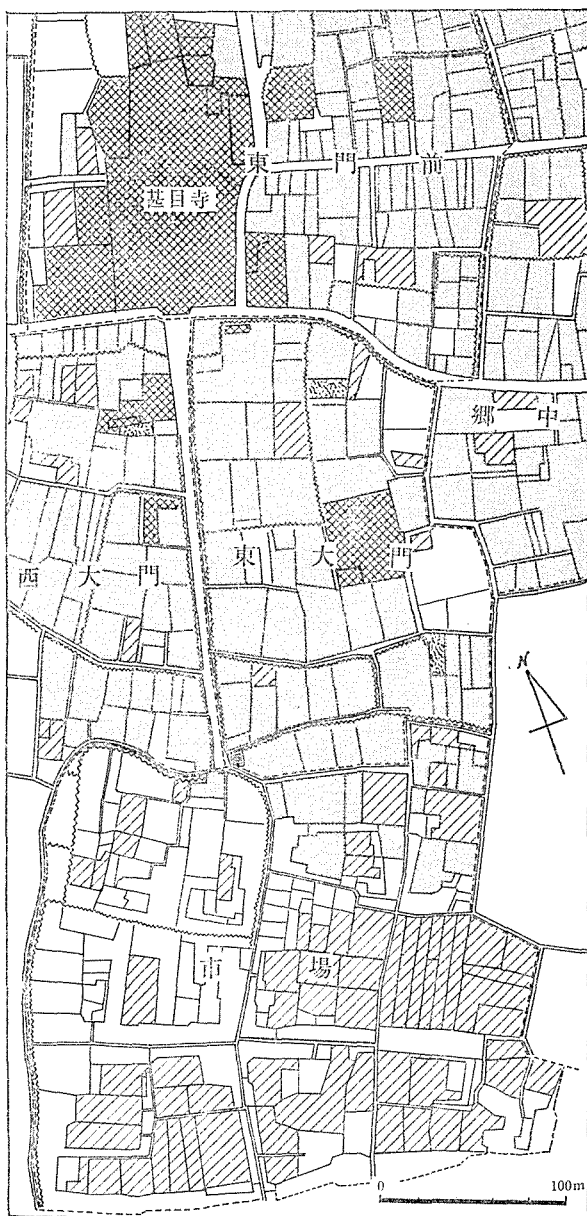
観を呈し、ここに開かれた市場も特別な施設を持たない原始的なものであったことが推測される。

次に文献的に知り得る最古の市場である海東上庄市についてみてみよう。この市場は、貞応元（一二二二）年、地頭有範が前年の兵乱（承久の変）を口実に海東庄の地頭名以下の年貢を抑留しようとしたことに対して出された鎌倉將軍家御教書に、地頭の支配下にある上庄の地頭名田五〇余町、宿などと並んで「市庭一色田」として登場する。

この海東上庄では、杉山博氏によれば「宿・市場・一色田・大山寺郷・松葉郷・新屋郷・地頭名」の地名が文献的に知られる。うち新屋郷は今日の甚目寺町大字新居屋に<sup>②</sup>定され、松葉郷は尾張徇行記に松葉庄として記している今日の甚目寺町周辺の村々に<sup>③</sup>相当するものと考えられ、海東上庄はおそらく海東郡の北東部一帯を占めていたものと思われる。

そこでこの付近の地名を調べてみると、甚目寺町大字甚目寺に「市場」なる小字が存し、萱津宿で鎌倉街道から分れて津島に向う街道が、一二世紀の造営になる甚目寺（真言宗）の境内を南に迂回する門前に位置している。第三図

第3図 甚目寺門前(海東上庄市)の地割



1
  2
  3
  4
  5
  6

1. 宅地 2. 社寺・墓地 3. 水田 4. 畑地 5. 草地 6. 小字界

は甚目寺町役場所蔵の土地整理図(明治二年作製)によってその付近の地割と土地利用を示したものである。

甚目寺の集落は寺を中心到大集村をなし、ことに寺の東門前は商店が軒をつらねる商店街で短冊型の地割が認めら

れ、近世末期には「東入口ハ南町北町トイヒコニハ商屋旅舎入交レリ」という状態であった。これに対して、建久

七(一一九六)年梶原景時が普請奉行として頼朝の命により建立した仁王門の門前には、現在も巾九一三米の不必

要なまでに広い道路が南へ約二五〇米のびており、その両側はブロック状の宅地となっている。この道路の南端に小字市場が位置する訳であるが、その大部分は水田または畑地となっており、地割形態も不規則なブロック型を示すのみで、開市施設の存在は読みとれない。しいていうならば、仁王門の前にのびる巾の広い道路が開市の間場となったであろうことは予想されるが、確証はない。なお、甚目寺における近世の開市の記録は見出せなかった。

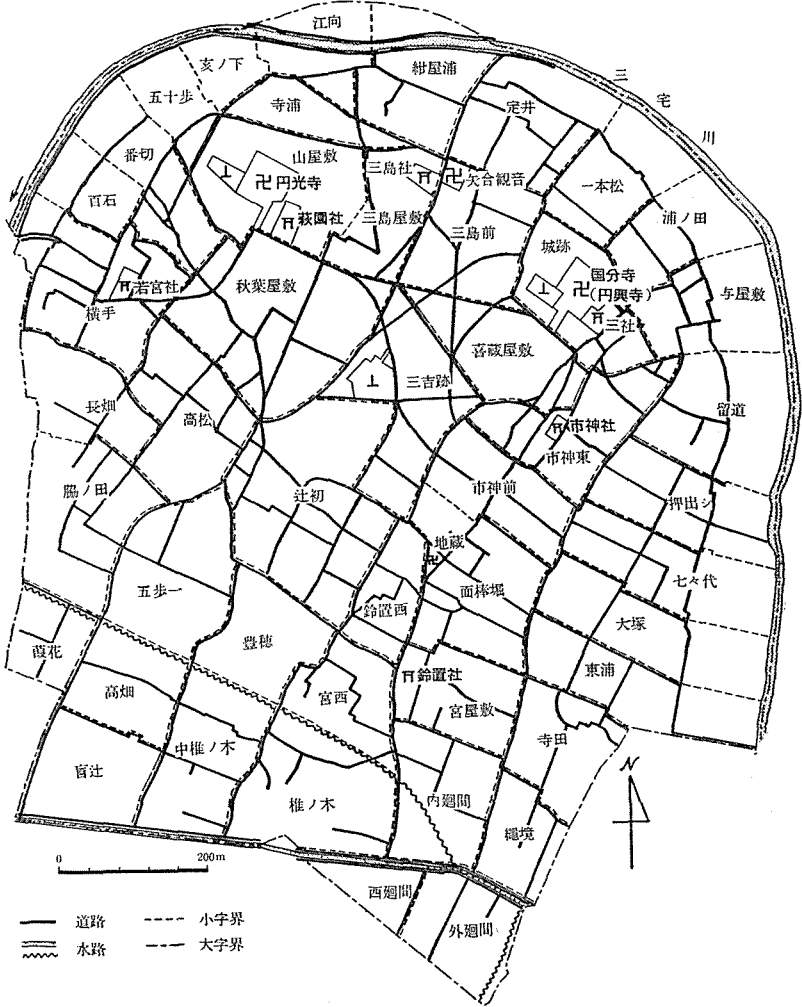
この甚目寺の南方二軒に位置する富田庄内北馬嶋（現在の北間島）で、正応三（一二九〇）年、年貢の代銭納をめぐる、北馬嶋の領家姉小路三位家の雑掌阿願と地頭代寂入并百姓等の間で相論が行われた。同年の六波羅下知状<sup>②</sup>によれば阿願は百姓が地頭代の威を募って代銭納するのは無謂のことであると主張し、一方地頭代寂入は百姓等の要求を支持して、文永八（一二七〇）年の関東下知状および富田庄全体では現絹納入は先例に非ずという慣例を根拠として代銭納を要求したのに対し、六波羅は地頭代側の主張を入れて代銭納要求を認めたのである。

北馬嶋は庄内川と五条川の合流点付近の低湿地にあって、

周辺には自然堤防もわずかながら形成されている。このような微高地に集落が立地するとともに桑の作付も行われていたものと考えられ、北馬嶋ではこのような現地での養蚕の存在を背景として現絹糸納入が行われていたため、三州の先端に近く明瞭な自然堤防もみられない低湿地からなる富田庄南部に比して比較的後期まで現物納が維持されて、領家側にもそのように把握されていた。ところがこの地は上述の海東上庄市に近接し、萱津東宿市にも近いという位置にあって、住民は交換経済・貨幣の流通に接する機会も多く、他方富田庄全体としては遅くとも弘安六（一二八三）年にはすでに絹・糸の代銭納が成立していた<sup>③</sup>という背景のもとに、前述のような相論が発生したものと考えられ、またこの相論の背景には荘域をこえて百姓が最寄りの市場と接触していたことが予想される。

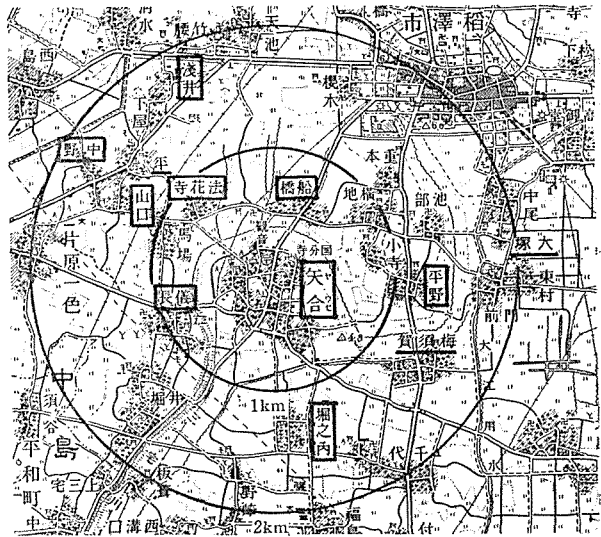
次に八瀬市庭について検討してみよう。この市場は延文四（一三五九）年に円光寺の住持宗暁が同寺ならびに柴林庵について記した置文<sup>④</sup>に、円光寺領中嶋郡萩園村の四至を示して「限東鈴置郷并円興寺・同正福庵才四壁竹、限南大道并八瀬市庭（下略）」と見えるものである。

第4図 矢合小字図



ここに登場する萩  
 蘭村および鈴置郷と  
 いう地名は今日見ら  
 れないが、第四図に  
 見ることく、稲沢市  
 大字矢合ヤガヒの西北部と  
 南東部にそれぞれ萩  
 園社、鈴置社と呼ば  
 れる小祠があり、か  
 ってこの村を二分し  
 てそれぞれ萩蘭村、  
 鈴置郷と呼ばれたこ  
 とがあったことを予  
 想させ、萩園社に  
 接して円光寺が現存  
 する。また円興寺と  
 いう寺は今日見られ  
 ないが、郡村徇行記  
 はかつて当村の南西

第5図 山口保に関する地名の分布



— は大字名に関連地名を有するもの  
 - - - は小字名に関連地名を有するもの

にあった国分寺が焼失後円興寺の境内に易地したことを記しており、現在の国分寺がかつての円興寺に相当するものと思われる。とすると、八瀬市庭もまたこの村に存したことが予想され、現在この村の北東部、国分寺の門前にあった所に市神社の小さな祠が存在し、市神前・市神東なる小

字名の見られることは有力な傍証となろう。

八瀬という地名は、応永一一（一四〇四）年の服部宗直売券<sup>⑦</sup>によれば中嶋郡山口保に属していたことが知られる。そこで当時の山口保の境域を想定するのに役立つと思われる地名を、一四世紀後半から一五世紀初期にかけての妙興寺文書<sup>⑧</sup>から取り出してみると次のものが得られる。

切須賀垂、国分寺、青木、国分地小道、枇杷堂北、西迫、中迫、平野、細工所、円興寺、真野副、兼重、柚木垣内、下切、宿塚、辻堂後、八瀬、山口新造、船橋池、有里名、法花寺前、矢合畠、鈴置、円光寺、義長辺、中野方田、靈福寺、中垣内、萩園村、下津橋、堀カ口、

以上のうち現在も地形図上に地名を残しているのは、第五図に示したごとく、浅井・中野・山口・法花寺・船橋・平野・矢合・儀長・堀之内である。また明治二四年測図の陸地測量部二万分之一地形図は、現在の地形図では「中尾」および「東村」、「門前」と記されている集落を前者は「上切」、後者は「下切」としており、愛知県郡町村字名調によれば第一表のような小字名が得られる。これらの村は矢合を中心にほぼ半径二軒の圏内に含まれる。

第1表 山口保関係の現存小字名

集落名	所属市町村	現存小字名
梅賀	稲沢市	北鈴置、南鈴置
須野	〃	細工蔵
中平	〃	細工蔵、西細工蔵、北細工蔵
大舟	塚橋合長	須ヶ越、山口
矢儀	〃	堀ノ内田、下登(おりと)
	〃	鈴置西
	〃	折戸橋(おりとばし)

には「細工所」と呼ばれる所があり、さらに応永二〇(一

四三)年の円光寺天瑞塔領目録<sup>③</sup>には、

一所二反六十歩一貫文<sup>作人弁、法華寺前  
得 作人大工目</sup>

(中略)

追加分

一所一町在所園領 一所四反在所<sup>浅井大工  
屋上左衛門尉</sup>

なる記載がみられ、永享七(一四三五)年には大工目友広、

友家が連署して山口保内熱田色成田畠を妙興寺に寄進して  
いる。<sup>④</sup>

山口保の実態、領有関係は

明らかにしえないが、山口保に含まれていた下切西迫分の応永二九(一四三二)年の年貢注文(断簡)<sup>⑤</sup>によると、面積一〇二反の耕地一筆ごとに「とうせい二郎」、「さゑ門二郎」以下二六名の作人の名前と分銭が記されている。また前記地名に見るように山口保

すなわち、山口保では遅くとも一五世紀初期までには銭

納年貢をみずから負担する小農民の形成が進み、農村における手工業者の成長もみられたのであり、八瀬市庭はこのような動きに対応して、山口保の中心的位置にあった円光寺<sup>⑥</sup>や円興寺、国分寺などの門前に、保内における物資交換の場として成立したものと思われ、三宅川の北岸から南岸の矢倉に入る入口に当る船橋には「市場口」なる小字名も現存している。ここでは市庭の守護神として市神社が祭られていたが、市神社の周辺一帯は現在では宅地と耕地の交錯する不規則なブロック型地割におおわれて、とくに市場として特色ある地割はみられず一般の村落と変りはない。

これに対して牛野郷東本地市は、応永九(一四〇二)年の牛野郷内東本地半分地頭方の年貢充行状に「一反小廿歩分銭五百四十二文 市庭減分」とあり、そこで市が開かれる一反小廿歩の土地(広場)が存したことを示している。牛野は尾張一宮の南約一料、妙興寺の東〇・五料の鎌倉街道沿いであって、近世には一宮村の枝郷となっていた。

牛野郷は文和七(一三五三)年当時近衛家に領有され、すでに地頭との間に下地中分が行われていた。<sup>⑦</sup>この地頭は妙

興寺草創期の有力な後援者であった荒尾氏で、<sup>55</sup> 康安二（一三六二）年には地頭方の土地が妙興寺に沽却寄進され、<sup>56</sup> 以後妙興寺の支配するところとなった。明徳元（一三九〇）年妙興寺は牛野郷西本地半分地頭方の年貢一三貫六〇七文を三郎右馬允、刑部太郎の兩人に充行っている。<sup>57</sup> 同文書に「一所 刑部太郎屋敷内外 二反半 四百代 請改分錢一貫文」と記されており、刑部太郎はこの地に屋敷を構えた有力農民であったことが知られ、三郎右馬允もほぼ同様な人物であったろう。また妙興寺は応永九（一四〇二）年、同郷東本地半分地頭方年貢二〇貫五〇六文を牛野百姓等中に充行った。<sup>58</sup> すなわち、一四世紀末頃にはすでに、牛野郷では農民層の地縁的結合が強化されて代錢納による年貢の百姓請が成立しており、このような状況の中で年貢を免除された一反小廿歩の広場を有する牛野郷東本地市が成立したのである。

牛野地区は戦前に耕地整理が行われて、それ以前の地籍図を残していないため、その地割を検討することはできないが、現在その集落は不規則に農家の配列する小さな集村をなし、その北西端に東北東——西南西、北々西——南々

東方向の畦畔によって整然と区画された長方形の地割と不整合に南北に細長い広場があり、そこに神明社が鎮座している。この神社は牛野地区の鎮守として地区住民によって維持されているのであるが、その面積が前記の広場の面積一反小廿歩にほぼ一致し、かつて牛野郷東本地市の開市の場であったことを予想させるが、確証はない。

以上の事例から、(一)初期の村落市場が開かれた所においても、その地割は不規則なブロック状を呈して一般の村落と変らず、その村落規模も必ずしも大きくなく周辺の村落と違わない。(二)その市場も今日まで遺構をとどめるような顕著な施設をとまなわず、交通の便に恵まれた村落や社寺の門前などに引きつけられ、八瀬市庭における市神社や牛野郷東本地市における開市のための広場のような景観が付加されたとはいえ、その村落景観を特色あるものに改変するほどの影響力は持っていなかった。(三)山口保における八瀬市庭から予想されるごとく、庄・郷・保など住民の地縁的な結合を生み出す領域を背景として初期の村落市場が成立したが、その領域（市場圏）はせいぜい半径二〜三軒程度の小さなものであったことが知られる。

- ① 豊田武、『増訂中世日本商業史の研究』一九五二年
- ② 佐々木銀弥、『中世の商業』日本歴史新書、一九六一年
- ③ 宗暁置文、妙興寺文書八一、『新編一宮市史 資料編五』所収、一九六三年（以下妙興寺文書はすべて本書により、文書番号も本書に準ず）
- ④ 愛知県教育会、『明治十五年愛知県郡町村字名調』一九三二年
- ⑤ 近世の名古屋・犬山兩城下町と熟田では、近世における地名の改変が著しいので除外した。
- ⑥ 小野均、『近世城下町の研究』一九二八年
- ⑦ 愛知県、『愛知県史 第二卷』一九三八年
- ⑧ 中島義一、『市場集落』一九六四年
- ⑨ 尾張平野における条里制遺構の分布はこの地域に著しく（水野時二、『尾張の歴史地理 上編』一九五九年）、中世における粗放的耕作から集約的耕作への移行もこの地域を中心に展開した（妙興寺文書八、八九、一八五などは一四世紀におけるこの地域での二毛作の存在を示している）。また近世初期における村高の分布もこの地域が高い生産力を有していたことを示す。
- ⑩ 愛知県、『愛知県史 第一卷』一九三〇年
- ⑪ 円覚寺文書一四八、『鎌倉市史 史料編第二』所収、一九五六年（以下円覚寺文書はすべて本書により、文書番号も本書に準ず）
- ⑫ 元享二（一三三二）年の尾張園林・阿賀良両村名寄帳（円覚寺文書六七）によると、小牧市北東部の大山川河谷に位置するこれらの村では、この頃名主職所有者と作職所有者との間の移動がみられ、農民層の階層変化が進行して小経営農民が形成され、彼等が個々の年貢負担者として存在したことが知られる。また平野中央部の自然堤防上の集落にその名を伝える落合郷の貞治二（一三六三）年の年貢注文（妙興寺文書一〇九）には作人別に田畠面積と年貢銭が記されており、その

経営規模は二反〜一町一反と小規模であり、さらに一宮市の南郊に位置する牛野郷では応永九（一四〇二）年牛野郷東本地半分地頭方の年貢二〇貫五〇六文が「牛野百姓等中」に充行われている（妙興寺文書二二三）。

- ⑬ 離宮八幡宮文書、『愛知県史 別巻』所収
  - ⑭ 原田伴彦、『日本封建都市研究』一九五七年
  - ⑮ 『日本封建制下の都市と社会』一九六〇年
  - ⑯ 足利健亮、「大和盆地に分布する小字「クラノマチ（ツボ）」の考察——我が平安時代における郡郷等の正倉院追究の一試論——」『史林』四五の一、一九六二年
  - ⑰ 中嶋祐俊寄進状、妙興寺文書二一六の一四
  - ⑱ 樋口好古、『郡村徇行記』丹羽郡瀬部村の条（以下、郡村徇行記は、特に注記したものを除いて、すべて愛知県教育会、『尾張徇行記』三卷による）
  - ⑲ 久我家文書一、『国学院雑誌』五八の一、一九五七年
  - ⑳ 杉山博、「久我家領尾張国海東庄について」『地方史研究』二二の二一三、一九六二年
  - ㉑ 八ッ屋、鎌須賀、迫間、土田、上条、今宿、方領、森、石作、本郷、上萱津、中萱津、下萱津、坂牧、長牧、北間島、東条、堀之内、馬島、花常、中島、西条、三本木、小路の二四ヶ村
  - ㉒ 前掲書⑩、海東郡甚目寺村の条
  - ㉓ 円覚寺文書二二
  - ㉔ 円覚寺米銭納下帳、円覚寺文書一四
- 前欠でその全貌は不明であるが、糸代加増分二〇貫五〇〇文、絹代加増分二貫二〇〇文など増分二九一貫六六二文を含む銭一、五〇六貫八六八文が、一、四二八石八斗の米と共に納入されている。

㉕ 前掲文書③



26 樋口好古、『中島郡徇行記十三』（名古屋市蓬左文庫蔵）

27 妙興寺文書二二六

28 妙興寺文書一六、三五、五八、一三五、一六一、一七一、一七九、

一八一、二二六、二三四、二四五、二四八、二六六、二九四、三九九、

三五七

29 下切西迫分年貢注文、妙興寺文書三〇〇

30 妙興寺文書二七三

31 友広等連署寺領寄進状、妙興寺文書三四九

32 円光寺は山口保内に一九町二反小の寺領を有し（妙興寺文書一八一）、また保内の圍領から反別五〇文宛の圍衛正税を收納していた（妙興寺文書二四八、二四九）。

33 妙興寺雜掌<sup>宗</sup>牛野郷内年貢充行状、妙興寺文書二二三

34 右大臣家領牛野郷年貢注文、妙興寺文書七三

35 重松明久、「妙興寺管見」『名古屋大学文学部研究論集』史学七、

一九五八年

36 荒尾泰隆禿券、同寄進状、妙興寺文書九九、一〇〇

37 妙興寺僧等連署牛野郷年貢充行状、妙興寺文書一八五

38 前掲文書<sup>33</sup>

## 第二章 在地封建領主の成長と城館

### 第一節 中世城館の検出

尾張における中世の城館については、藤原景元が藩命を受けて宝永七（一七一〇）年に領内の古城跡を調査した尾州古城志<sup>①</sup>があり、張州府志、郡村徇行記等、近世に書かれ

た地誌類にも記載がみられる。いまそれらをもとに、地方史誌その他によって補足修正を加えて、知多郡を除く尾張における中世の城館一四八を検出した。

また城館の存在を予想させる地名には、城跡、城下、城之内、〇〇城などの城地名、館、屋形などの館地名、および城館に付随する構築物（堀、土居、矢倉など）を意味する地名があるが、それらを愛知県郡町村字名調<sup>②</sup>から抽出すると、城地名のみを有する村四五、構築物を意味する地名のみを有する村三一、両者をもとに有する村六、合計八二となるが、館地名は見出せなかった。

これらの地名のうち検出した城館と対応するものは三五カ所で、残りの四七カ所は対応しない。また一一五の古城跡が城地名や城の構築物を示す地名を伴わず、ことに春日井原や尾張丘陵に分布する桶狭間や小牧・長久手などの合戦に際して築かれた一時的な城砦や、平野南西部の低湿地にみられる新しい城館の場合は、古城跡に対応する地名をほとんど有していない。これに対して平野中央部に分布する比較的早く成立した城館の場合、それに対応する地名を伴っているものが多いことが注意される。

第2表 時代別城館数

郡	合計	A	B	C	D	E	不明
粟	2					1	1
中	20			2	1	3	15
丹	12			7	4	2	5
春日	36	2	2	15	11	11	9
井	3			1			2
西	3			1			2
東	11	1	1	1	2	2	6
海	64		3	26	23	7	25
海							
愛							
各計	148	3	6	52	41	26	63

註：A・B・C・D・Eの各時代については本文参照。

つぎに、検出した一四八の城館について、そこに居城した武士の活動時期を知ることによって、次の五時期に分類した。すなわち、(A)鎌倉時代及びそれ以前(一三三三年まで)、(B)鎌倉幕府の滅亡から南北朝動乱期を経て斯波氏が尾張守護になるまでの混乱期(一二三三～一三九八年)、(C)斯波氏の尾張守護就任から応仁の乱を経て守護代両織田家のもとに中小領主層が被官化され、尾張を二分する領国支配が行われた守護領国制の時代(一三九八～一五一五九年)、(D)織田

信長の胎頭によって尾張一國が統一された時からその死までの信長時代(一五五九～一五八二年)、(E)信長の死後尾張および北伊勢を支配した織田信雄の時代(一五八二～一五九〇年)。この場合、同時代の記録にあとづけうるものはごく僅かで、その多くは口承を

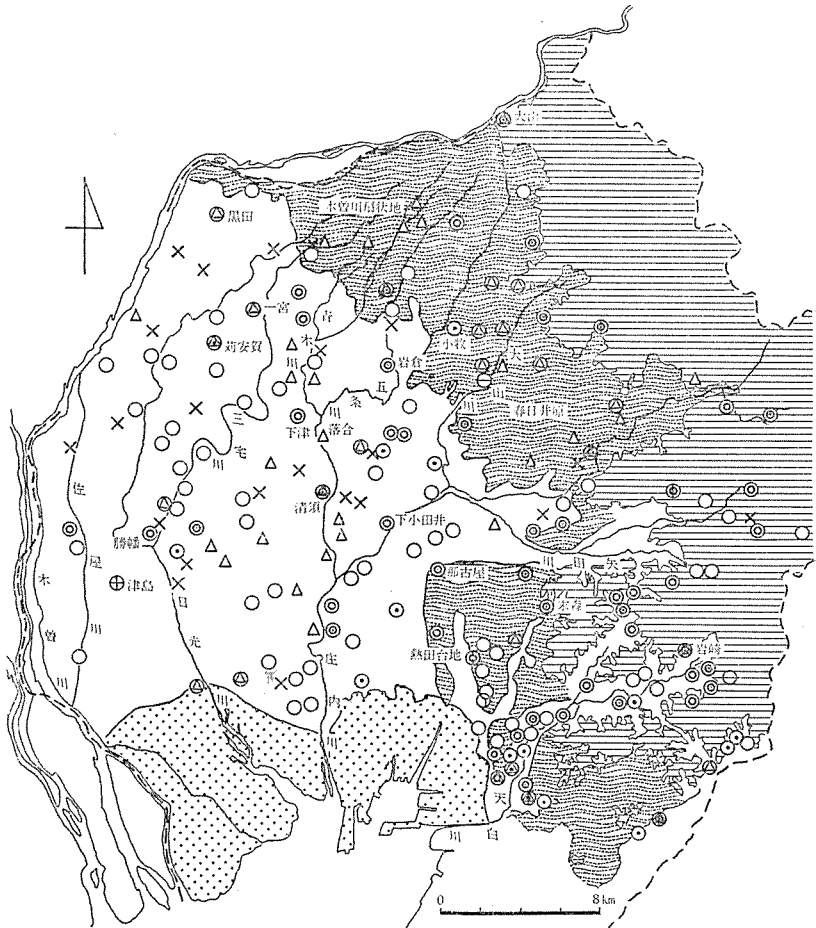
もとにしたと思われる前記尾州古城志その他に記載されている武士名を、太平記、文正記、信長公記、太閤記、長久手戦話等に登場する武士名と照合することによつたため、不十分な点が多く、とくに中島郡、海西郡、海東郡では不明のものが多く、城館分布の傾向の大勢は知りえよう。いまこれを表示すれば第二表のごとくなる。

## 第二節 一四世紀末までの城館

前記の分類のうち(A)・(B)の時期に相当する城館はそれぞれ三、六カ所しか認められない。この時期には、なお在地領主は充分成長せず、したがってその勢力も弱かったため、後世まで遺構をとどめるような城館を築きえなかつたことによるものと思われる。第六圖にみるごとく、今日知られるこの時代の城館は平野周辺部、ことに中世における開発の主要舞台であつた東部の丘陵地帯を刻む河谷に多く、開発領主の成長を示すが、それらは城というより開拓基地的性格の強い館的<sup>③</sup>なものであつた。

これに対して平野中央部では高い生産力を背景に、荘園体制の弛緩にともなつて在地領主の成長がみられた。年不

第6図 城館および関連地名の分布



- |              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| A. 鎌倉時代以前の城館 | B. 南北朝内乱期の城館 | C. 守護領国時代の城館  |
| D. 織田信長時代の城館 | E. 織田信雄時代の城館 | F. 時代不明の城館    |
| 1. 堀・土居地名ほか  | 2. 城地名       | 3. 標高50m以上の山地 |
| 4. 扇状地・台地    | 5. 三角州       | 6. 干拓地・埋立地    |

詳ではあるが、落合行長・知範和与状<sup>①</sup>によると、熱田社領尾張国落合郷の田畠萱野河荒野以下を惣領落合左藏近入行長と武家知範とが和与したことが知られ、永仁六（二二九八年）年行長は落合郷惣領主職のうち知範に和与の分以外の相伝領掌を安堵されている。<sup>⑤</sup>落合郷は清洲の北方四料にあたる五条川左岸の自然堤防上に立地する集落にその名を伝え、「建保目錄案文菅音郷事」と端裏書されている落合郷檢注帳案<sup>⑥</sup>によると、春部（春日井）郡に属し、

田十町九段

畠三十三丁四段小

見作二十二丁三反六十歩

神島四町

新宮一丁

寺地三町七段

網在家二十五宇

から構成されていた。

前記和与状によると、知範は落合郷内に本郷屋敷二町余と蓮草新田五町余を「別相伝地」として有して和与の対象から除外されており、彼は当郷に居住する有力農民として

周辺の低湿地を開拓することによって勢力を強めて武士化し、在地領主化していったものと思われるが、他に徴すべき史料をみない。

一方の行長は、「別相伝地」としては大北畠二町と田八反しか有しなかったが、その後正和三（一三二四）年の六波羅下知状<sup>⑦</sup>によると、彼は中嶋郡草部郷一分地頭幸寿丸の親父として、幸寿丸の所領を安堵した御教書を保管していた。この草部郷は中島郡南東部の大字日下部に比定され、落合郷とはわずか二料の距離である。今日彼の居住地を知る手懸りは得られないが、その姓の示すごとく落合郷を中心に勢力を扶殖していた在地領地主であったと考えられる。貞和五（一三四九）年京中の事故にそなえて所領の一部を処分し、「落合郷領主」として「熱田太神宮御領田方御牧内、落合郷神役」の申状を差出した落合元長はその系譜を引くものであろう。

時代はやや下るが康安元（一三六一）年の落合郷正作田畠年貢注文<sup>⑧</sup>には、

一 畠分

二反半御門、馬場、西東、う里畠へ加て

代六百分一貫  
五百文

大 西心屋敷

御正作

代六百代分四百文

二反安二郎垣内

代六百代分一貫二百文

一反小 法師太郎垣内  
代六百代  
分八百文

四反南殿御門西東 代六百代  
いも高一反 大豆三反  
分一貫二百文

二反南殿内  
いも高六百代  
分一貫二百文

二反南殿御堀より前  
大豆高 代六百代

一反諺阿弥東  
大豆高 五百代

一反孫之東内門  
夏蒔 五百代

以上一丁六反半

分錢九貫七百分

（下略）

（傍点は筆者）

とあり、さらに延文三（一三五八）年の讓状には「むまの太郎いやしき」、「けんこいやしき」、「みなみとののまへ」という地名が見える。すなわち、当時落合郷には「御堀」をめぐらした「南殿」と呼ばれる館があり、それは「御門」を有し、馬場を付随していたこと、その付近には農民の居屋敷があったことが知られ、今日も落合村には「御堀」という小字名が見られる。おそらくこの館は、かつて武家知範または落合氏の一族が居住したものであろう。

つづく南北朝動乱期には、美濃守護の土岐氏や今川仲秋、

畠山基国等が相次いで尾張守護となつて一定せず、各地で在地領主として胎頭してきた国人層の押領、濫妨が相次いで発生した。葉栗郡門真庄三腰村では、貞和二（一三四六）年撰津能直が村内八ヶ名の畠地屋敷を押領して神用を抑留したのをはじめ、観応二（一三五〇）年の池田彦太郎以降数次にわたつて国人層の濫妨を受け、丹羽郡小弓庄では観応三（一三五二）年高山伊賀守が侵入して翌年に至るも濫妨を停止しえなかつた。海西郡大成庄でも貞治二（一三六三）年に猿子頼陰が、永徳元（一三八一）年には大成弥太郎が押領を働いたほか、海東郡海東庄や富田庄、葉栗郡松枝庄などでも土豪、国人層による押領、濫妨が行われた。

このような動乱期を通じて荘園体制は急速に崩壊への道を進み、一方土豪、国人層が胎頭し、小封建領主へと成長して一円的な在地支配を強め、それとともに彼等の城館はその支配領域の政治的中心としての機能を強めていった。

### 第三節 守護領国制の展開と城館

一四世紀の動乱期も一段落した応永五（一三九八）年には、三管領に名を連ねる斯波義重が尾張守護に補任され、成長

してきた在地領主層を被官化して守護領国制を展開していた。応永九（一四〇二）年には尾張国衙領の新国領以下二九カ所が織田左京亮以下一人の守護方給人によって連乱されており、妙興寺領でも応永三三（一四二六）年には国分寺領内八町余、鈴置郷内四反半など一四町以上が守護方に押妨されていた。

このような在地領主層の成長を反映して、この時期に分類される城館は五二を数え、その分布も平野全域にみられるようになった。それらは三河国境に近い尾張丘陵に密度が高いほかは、約二〜五軒間隔で分布し、一円的な在地支配を行う中小封建領主層が広範に成長してきたことを示す。

斯波氏の領国支配は守護代の織田氏を通じて行われ、応永一〇（一四〇三）年には斯波義重が織田伊勢入道常松に醍醐寺三宝院領の尾張国衙正税を督促させている。また応永一五（一四〇八）年九月二七日付で斯波義重が妙興寺末寺円光寺に対して同寺領鈴置郷一八町を安堵したのに応じて、翌二八日には織田常松が織田左京亮入道常竹にあて遵行状を発している。

この常松と常竹の関係については、応永一八（一四一一）

年に妙興寺と丹波妙楽寺との間で鈴置郷について争われた相論に関する教通の文書によって、その一端を知ることができる。すなわち同年二月一九日付で常松は常竹に対して妙興寺方の支証提出を求めさせ、その後常松から鈴置郷の調査を依頼された常竹は次のような書状を常松に送った。

被尋下候、妙興寺雜掌与妙楽寺被申候尾張国鈴置郷事、御教書

（願行）（久光）

案文拜見仕候、仍近隣地頭御家人相尋候処、朝日并上条、委細

之旨以請文令言上候間、地下名主百姓等、告文以申上候、以此

旨可有御披露候、恐々謹言、

（応永八年）

九月八日

（織田）  
沙弥常竹審判

謹上 織田伊勢入道殿

これによって、守護代の常松は守護斯波義重とともに在京していたのに対し、常竹は守護の又代として在国して直接領国支配に当たっていたこと、その領国支配は在地に勢力を扶植して成長してきた「近隣地頭御家人」たる朝日範行や上条久光などの中小封建領主を介することによって達成されていたことが知られる。前記応永九年の尾張国衙領のうち新国領・葉師寺・木瀬・岩戸社・若針・福重 内妙興寺知行分の六カ所を違乱していた守護方給人として記されている織

田左京亮は、この常竹であろう。

常竹の居城については、前記の妙興寺と丹波妙楽寺との相論に際して常松が常竹にあてた書状に「京兆参下津へ」とあり、下津で政務をとっていたことが知られる。しかし、後述のように間もなく政庁は下津から清須に移り、その後文明八（一四七六）年織田敏定が下津に陣した織田敏広と戦って下津城を焼いたことが知られるのみで、他に徴すべき史料はない。下津城跡に関して郡村徇行記は「今為田」と記しており、すでに近世末期までに水田化されてしまい、今日では「大堀」という小字名を残すだけで何らその遺構をとどめない。

下津は尾張平野中央部に位置し、古代以来の政治的中心地であった国府にも近く、前述のごとく鎌倉時代には鎌倉街道沿いの宿駅でもあった。また正和三（一三二四）年には下津五日市、応永四（一三九七）年には中嶋郡国衙下津市の存在が知られている。このうち前者はその名称から現在の下津北西〇・五料の五日市場村に比定されるとしても、後者は(一)その初見年代が斯波義重が尾張守護に補任された応永五（一三九八）年の前年であること、(二)国衙下津市と

呼ばれ国の政庁との関連が予想されること、(三)當時はすでに古代以来の国の政庁であった国府（衙）は実体のないものになっていたと考えられること、(四)常竹は応永九（一四〇二）年には妙興寺末寺蔵田寺領坪付注文に散位康澄とともに証判していることなどの点から、常竹が政務をとっていた下津城と何らかのつながりを有するものであったと思われる。

常竹の後を受けて領国支配にたずさわったと思われる織田大和守某は嘉吉三（一四四三）年妙興寺に禁制を下した。この禁制には「織田大和守清須城主」とある附箋がしてあり、この頃には尾張国の政庁が下津から清須に移っていたことが知られる。

その後長祿四（一四六〇）年の尾張守護斯波松五丸波遊行状には織田大和守、織田豊後入道、某の三人に対してそれぞれ「清須城代」、「尾州兩守護代」、「岩倉城代」と附箋がしてあり、この当時は守護代の下に清須と岩倉にそれぞれ城代がいて領国支配が行われていた。「尾州兩守護代」とされている織田豊後入道については明かでないが、清須城代は織田大和守敏定もしくはその先祖、岩倉城代は織田伊勢守敏広で

あろう。<sup>⑨</sup>

ここに永祿二（一五五九）年織田信長によって尾張一國が統一されるまで、岩倉と清須をそれぞれの中心として尾張を二分して支配する端緒がみられる。以後、応仁の乱の混乱期を経て岩倉を本拠とする伊勢守と清須を本拠とする大和守は、文明八（一四七六）年に下津で戦ったのをはじめ、美濃土岐氏の内訌にからむ対立をはらみながらも、信長公記にいうごとく「上之郡四郡織田伊勢守諸將手に付進退し……半国下郡織田大和守下知に随へ」<sup>⑩</sup>ていた。しかしそこには、下四郡における大和守の統一的支配に対して、上四郡の伊勢守系諸將による分割支配という差が見られた。<sup>⑪</sup>

文亀三（一五〇三）年には織田五郎が清須城主として姿を見せる。<sup>⑫</sup> つづいて永正一三（一五一六）年織田達勝は妙興寺にその寺領を安堵したが、同時に織田弾正忠信賢、織田筑前守良頼、織田九郎広延の三奉行が連署した判物が出され、この頃には実質的に政務を担当する者として三人の奉行が存在していた。信長公記首巻は天文初年頃の清須三奉行として織田因幡守、織田藤左衛門、織田弾正忠の三人を記している。このうち織田藤左衛門は清須の東約三料に

位置する下小田井の城主であり、<sup>⑬</sup>織田弾正忠は清須の西方約九料の三宅川と日光川の合流点に位置する勝幡の城主であった。<sup>⑭</sup> すなわち一六世紀前期においては彼等はなお在地性を脱しえず、自己の居城にあって奉行としての政務に参与していた。

#### 第四節 戦国大名領国における城館

清須三奉行の一人であった織田弾正忠信秀は勝幡城に居城して尾張平野南部に勢力を拡大していった。大永年中には那古屋に今川氏豊を攻めてその城を奪取し、<sup>⑮</sup>天文元（一五三二）年には三奉行の一人織田藤左衛門と戦った。<sup>⑯</sup> つづく天文三（一五三四）年には那古屋城を嫡子吉法師（信長）に守らせて古渡城に移り、さらに天文一七（一五四八）年末森城に移った。この間、天文二（一五三三）年には単独で妙興寺に対して寺領を安堵し、<sup>⑰</sup>年不詳ではあるが熱田社座主に宛て、これも単独で笠覆寺惣寺僧領を安堵している。<sup>⑱</sup> 天文一二（一五四三）年には内裏修理料として四千貫を献上するほどの富をも蓄積していた。<sup>⑲</sup>

天文二一（一五五二）年信秀の死後、その家督を相続した



信長は、弘治元（一五五五）年清須を攻めてそこに移り、永禄二（一五五九）年には岩倉を攻め落し、尾張一国の統一を完成してその封建支配を確立、翌三年には桶狭間に今川義元の進出をくいとめて全国制覇への足場を築いていた。

この信長時代の城館は四五、続く信雄時代は二八と減少傾向を示す。しかも前者には桶狭間合戦その他、後者には小牧・長久手合戦の際に急造された一時的な城砦をも含むので、恒常的な城館はさらに少なくなる。しかもその多くは前時代のもを踏襲している。領国支配が安定し、兵農分離が進むにしたがって、前記の合戦を除いては新規に城館が建設されることは少なくなり、かつては在地に城館を構えていた領主層も重層構造をなす家臣団に編成され、しだいに在地性を払拭して城下町⇨清須や有力家臣の城下に集住するようになった事情を反映するものであろう。

長久手戦話は織田信雄が徳川家康の勧めにより、有力家臣から人質を取ることにした際、使者を派遣した城として大山城以下一七城を記している。それらは領国内に六〜一〇軒の間隔で分布し、清須はその中心に当たっている。す

なわち信雄時代には、領国のほぼ中心に位置する城下町清須を頂点として、周辺の城に有力家臣を配することによって領国支配が行われていた。周辺部の城に配された武将も必ずしもその城を本拠として成長してきた土着の武士ではなく、代官的性格を有し、その所領も領内各地に散在している。<sup>15</sup>

① 『尾州古城志』一宮市立図書館所蔵（写本）、『尾張古城志』同補遺『名古屋市立鶴舞図書館所蔵（写本）』

② 愛知県教育会、『明治十五年愛知県郡町村字名調』一九三二年

③ 藤本利治、『中世豪族屋敷村の系譜と土地開発』『皇学館大学紀要』

第二輯、一九六四年

④ 妙興寺文書六

⑤ 伏見上皇院宣、妙興寺文書五

⑥ 妙興寺文書一

⑦ 妙興寺文書一〇

⑧ 落合兵庫助元長書状并某外題（断簡）、妙興寺文書四三

⑨ 熱田社領落合郷文書案、妙興寺文書四七

⑩ 妙興寺文書九二

⑪ 比丘尼しゅ一讓状案、妙興寺文書八〇

⑫ 若王寺神社文書、『愛知県史別巻』所収

⑬ 海蔵院文書、前掲書⑫所収

⑭ 東寺執行日記、前掲書⑫所収

⑮ 東寺百合文書ミ之部、前掲書⑫所収

⑯ 天龍寺重書目録甲、前掲書⑫所収

杉山博、「久我家領尾張国海東庄について」『地方史研究』五六・五七、一九六二年

⑮ 円覚寺文書二四ほか

⑯ 大徳寺文書庚、前掲書⑫前収

⑰ 愛知県、『愛知県史 第一卷』一九三〇年

⑱ 尾張国国衙正税内自守護方違乱所々事 醍醐寺文書四九〇、『大日本古文書』家わけ一八之三

⑳ 妙興寺領押妨分坪付注文(断簡)、妙興寺文書三二〇

㉑ 三宝院文書、前掲書⑫所収

㉒ 尾張守護斯波義重書下、妙興寺文書二三七

㉓ 尾張守護代織田常松遵行状、妙興寺文書三三八

㉔ 尾張守護代常松書状、妙興寺文書二五四

㉕ 織田常竹書状案、妙興寺文書二六一

㉖ 前掲文書⑫

㉗ 前掲文書⑫

㉘ 和漢合符十、前掲書⑫所収

㉙ 樋口好古、『郡村徇行記』中嶋郡下津村の条

㉚ 尾張国府は下津の西方二・五料の稲沢市松下を中心とする方八町域とされている。米倉二郎、『正代における日本の都市』、『東亜の集落』

所収、一九六〇年

㉛ 妙興寺末寺蔵田寺領坪付注文、妙興寺文書二二六

㉜ 織田大和守某禁制、妙興寺文書三六五

㉝ 妙興寺文書三九八

㉞ 宝徳三(一四五)年、織田兵庫助敏広が父郷広と守護代職を争い、郷広は京都に逃れた(康富記)。奥野高広氏はこの敏広が常竹の子孫と推定し、尾張守護代職は郷広が敏広の時代に常松の系譜を引く伊勢守系統から移ったのであろうとしておられる(奥野高広「初期の織田氏」

『国学院雑誌』六二の九、一九六一年)が、長享元(一四八七)年の室町幕府奉行違害奉書(折紙)(妙興寺文書四二五)にみえる織田大和守は敏定であるから、敏広が伊勢守系譜を引くものと考えられる。

㉟ 太田和泉守、『信長公記書巻』我自刊我書

㊱ 重松明久、「尾張における織田氏の消長」『名古屋大学文学部十周年記念論集』一九五八年

㊲ 織田五郎禁制、妙興寺文書四四九

㊳ 尾張守護代織田遠勝判物、妙興寺文書四六二

㊴ 織田氏奉行等違害判物、妙興寺文書四六三、四六四

㊵ 前掲書①

㊶ 言継卿記、天文二年八月一七日条

㊷ 前掲書②

㊸ 言継卿記、天文二年七月二日条

㊹ 織田信秀判物、妙興寺文書五〇二

㊺ 織田信秀安堵判物、密蔵院古文書一六、『春日井市史 史料編』所収

㊻ 多聞院日記、天文二年二月一四日条

㊼ 織田信雄卿従土分限帳、名古屋市立鶴舞図書館所蔵(写本)

### 第三章 中心集落の成立

#### 第一節 中心集落網の形成

以上のごとく、一三世紀後半頃からしだいに小農民層の地縁的結合が強化され、局地的再生産圏がその機能を高め、その経済的中心として市場が成長していった。さらに

このような動きは、一五世紀前半頃までには初期的な村落市場を広範に生み出し、かなりの密度で広く分布する市場（市）地名を今日まで伝えることになったものであろう。

一方、一四世紀の内乱期を通じて急速に成長してきた中小封建領主は、その居館を中心として在地支配を強め、守護大名の被官化することによって自己の地位を確保するとともに、成熟してきた局地的再生産圏を把握していった。

一五世紀中期、岩倉と清須を拠点として尾張を二分する分割支配が行われるようになると、重層構造をなす家臣団の編成が進んで、中小の在地領主はより上級の封建領主の下に編成され、他方当時進行しつつあった年貢収取形態の変化に<sup>①</sup>支えられて在地性を弱めて上級封建領主の域下に集住していった。このような動きに並行して初期的な村落市場相互間の淘汰が進み、より開催頻度の高い定期市化するとともに、市場商業から店舗商業への展開がみられた。さらにそれらは領主層の保護を受けることによって上級封建領主の居館に引きつけられ、城館と市場の結合した形態をとる地方的な政治・経済活動の結節点として、中心集落が形成されていった。

さきに述べた織田常竹の居城下津はその初期の事例であった。一五世紀中期以降の分割支配時代における中心地、岩倉と清須もおそらくこのような城下町的中心集落を形成していたであろう。

岩倉は五条川の右岸、木曾川扇状地の末端から南にのびる顕著な自然堤防上、犬山街道沿いに位置する。総見記岩倉城開渡事には「信長公……二ノ丸マテ押詰、岩倉ノ町中待屋敷無銭焼払テ……」<sup>②</sup>とあり、永禄二（一五五九）年の落城当時、岩倉城は本丸・二ノ丸からなり、城下には町並が形成されていたことが知られる。岩倉城は尾州古城志に「城墟東西五十八間南北九十四間二重堀」と記され、岩倉の町並の南東端、小字「城跡」に位置していた。現在では家屋も建ちはじめてかなり変形してはいるが、まわりの水田より約三米小高い東西一二〇米、南北一八〇米の本丸跡の畑地を、約一五米幅の水田が圍繞している。城跡の南には小字「丸の内」があり、ブロック状の地割を示して南方清須に対峙する待屋敷の存在を予想させる。一方城跡の西から北にかけては「下市場」・「中市場」・「古市場」等の小字名がみられ、南北に縦貫する犬山街道にそって短冊型地

第3表 16世紀中・後期の市と町

市・町	核	年代	出典	摘要
下津下町屋 津島今市場	下津城 津島神社	不詳 天文10(1541)	三宝院文書 藤島私記	「下津下町屋」なる地名が見られるのみ。 津島神社祭礼の際、「今市場」の山車船 が破損して沈没。
熱田	熱田神宮	天文12(1543)	張州雑志	信秀が熱田の商人加藤図書助らに売買物 を安堵。
守山	守山城	天文21(1552)	古今消息集	信長が守山に居住する商人を保護して、 国質・郷質・所質以下を禁止。
菊安賀	正徳寺 (聖)	ク	信長公記首巻	「在家七百間在之、富貴之所也」
府中府宮	国府宮	天亀2(1571)	大津延一郎文書	信長が市場諸役を免除し、郷質・所質・ 押買狼藉を禁止。
末盛丸山新 市場	末森城	天正10(1582)	水野太郎左衛門文書	信雄が先判の旨に任せて、当町押買狼藉 の禁止以下を告知。

割を有する町並が形成されている。  
ここは享保一十二(一七二七)年以来、五・十の六斎市が免許され、天保六(一八三五)年には一七八軒の商工業者が軒をつらねる在町を形成している。たため、一六世紀頃の状況はかなり改変されてしまっ  
たものと思わ

第4表 信雄時代の主要城館

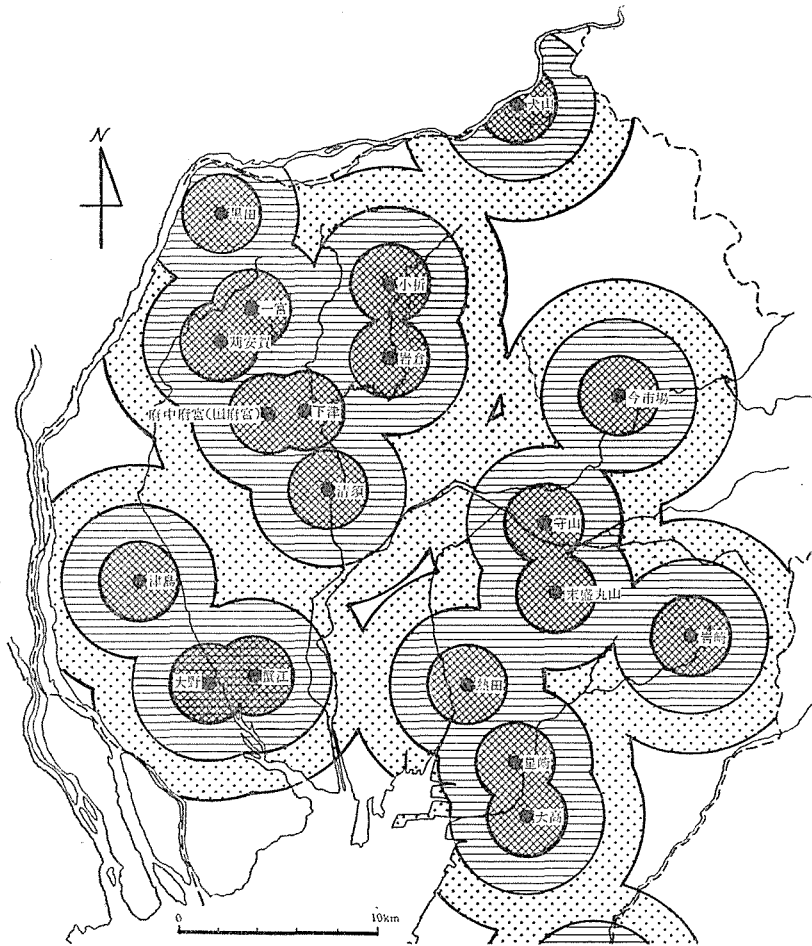
城館 <sup>(1)</sup>	城主 <sup>(1)</sup>	給知高 <sup>(2)</sup>
犬山	中川勘右衛門	22,880貫
一宮	関小十郎右衛門	
黒田	沢井左衛門	10,000貫
菊安賀	森勘ヶ由	
か野	加賀野井弥八	
星	岡田助三郎	10,147貫(山口半左衛門)
大嵩	水野大膳	
小析	生駒八右衛門	1,300貫
常滑	水野監物	
英比	久松佐渡	
大野	佐治与九郎	
岩崎	丹羽勘助	6,000貫
緒川・丸屋	水野宗兵衛	13,000貫
蟹江	佐久間駿河守	
前田	前田勘七	
下市場	本多与平次	
大野	山口長次	

註：(1)『長久手戦話』による。

(2)『織田信雄卿従士分限帳』による。

れるが、当時城を中心に東は五条川に限られ、南にブロック型地割を示す武家屋敷、北部に短冊型地割の町屋を配す小城下町を形成していたものと思われる。  
清須は慶長一五(一六一〇)年の名古屋城下建設まで尾張一国の城下町として繁栄したが、このため信長入城当時、あるいはそれ以前の状況は著しく改変されており、その復元は容易ではないので、別の機会に改めて検討してみたい。

第7図 16世紀後期の中心集落網



1. 中心集落    2. 半径 2 km 圏    3. 半径 4 km 圏    4. 半径 6 km 圏

これらの領国全体の中心集落以外の地方的な中心集落として文献的に知りうるのは、第三表に示した七カ所にすぎないが、前記の長久手戦話は天正二二(一五八四)年当時、織田信雄の有力家臣が居城した尾張国内の城館として第四表に示した一七カ所を記しており、これらの城下にも中心集落が形成されていたものと思われる。

第七図は以上の中心集落の分布を示し

たものであり、一六世紀後半期には清須を中心として、地方的な中心集落がほぼ四〜六軒の間隔で分布する中心集落網が形成されていたことが知られる。

## 第二節 丹羽氏の成長と岩崎

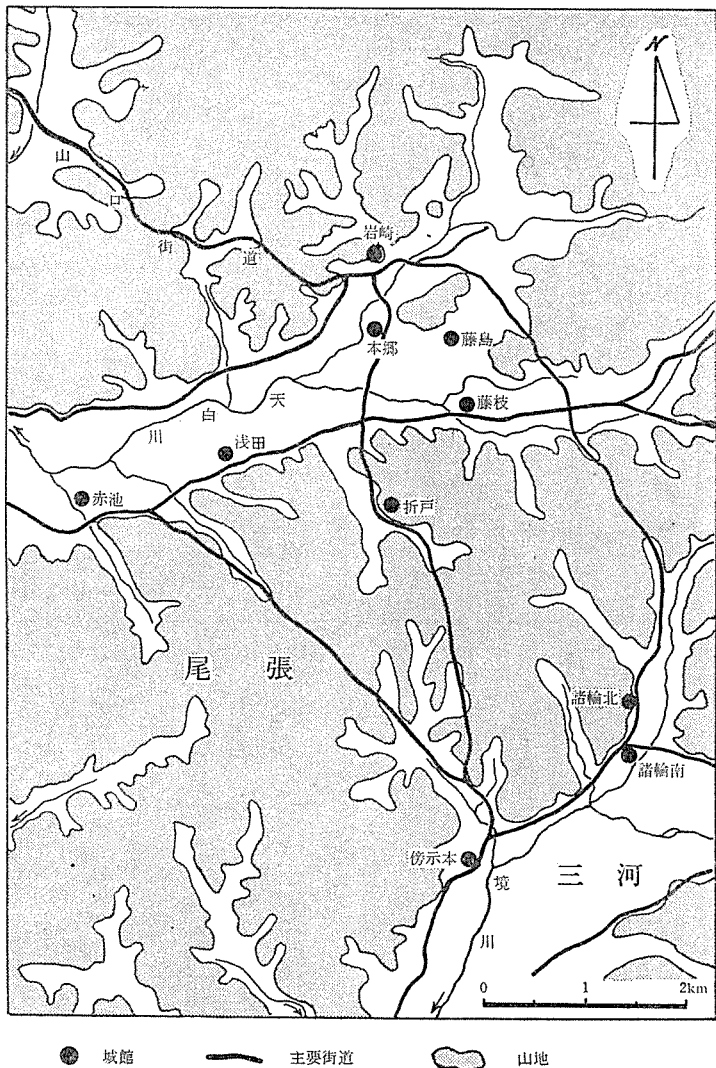
尾張丘陵を刻む天白川上流の開析平野の一支谷、愛知郡日進町折戸に位置する折戸城は、この小支谷の開発領主として成長してきたと思われる丹羽氏従によって、文明三（一四七二）年築城されたものであるが、その子氏員は文亀三（一五〇二）年、この小支谷を出て天白川本流域の本郷城に居を移した。本郷城は本郷村の北方〇・五軒の天白川左岸、小字「塙土」に位置し、日進町役場所蔵の土地宝典から東西六九米、南北八一米のほぼ方形に近い水田が巾八〜九米の草地によって圍繞されている遺構を読みとることができるとが。

この城は以後氏興・氏清とうけつがれていった。氏清は永正元（一五〇四）年岩崎に妙仙寺を創建し、大永三（一五二三）年には始めて本郷村所在白山祠の祭祀を行った。この祠は本郷・藤島・藤枝・岩崎四カ村の氏神であり、今日

もなおその祭祀は上記四カ村を中心に行われている。氏清はこの地域の領主として地域内の村落の共通の氏神である白山祠の祭祀を主宰したものであろう。

この頃すでに丹羽氏は天白川上流を中心に愛知郡南東部一帯に勢力を扶植していたものと考えられ、第八図にみるごとく、尾州古城志記載の丹羽氏一族の城館がこの地一帯に分布している。そのうちのひとつ、丹羽右馬允の寄る藤島城は、今日の藤島村の西方〇・五軒の平地に巾五〜一一米、高さ一〜一・五米の土塁の遺構を残している。いまこの付近の地割を日進町役場所蔵の土地宝典によって示すと第九図のごとくで、図中央部に帯状の草地に囲まれた東西六二米、南北七〇米のほぼ方形の部分が藤島城跡である。そして城跡の北部と東部では一筆耕地が、外方のものに比して著しく小さく、不規則なブロック状をなし、しかもこの部分が「元郷」という名で呼ばれていることが注意される。すなわち現在の藤島集落は平地東端の山麓に列状に並ぶ農家によって構成されているが、かつてはこの小字「元郷」の地に丹羽右馬允の居館を核とする豪族屋敷村をなしていたものと考えられる。徴すべき史料はないが、さらに推測を許される

第8図 丹羽氏一族の城館

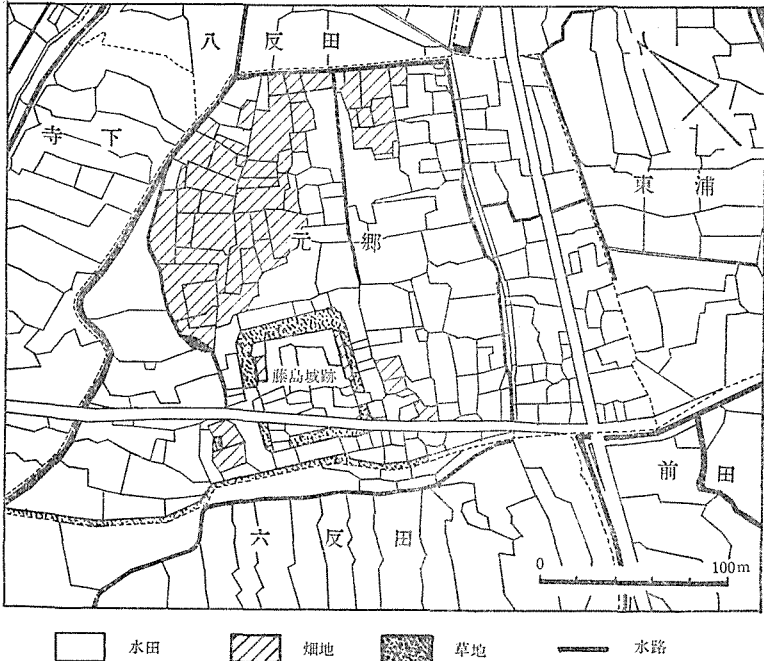


ならば、かって丹羽右馬允の祖先がその家子郎党を引きつられてこの地に居館を構えて周辺の開拓に従事したのであり、

って前記長久手戦話に登場する。氏次は織田信雄卿従士分限帳によると六、〇〇〇貫の給知高を有する有力武将であ

このように天白川上流地域に開発領主として土着していった一族の惣領として、本郷城主丹羽氏清はこの地域一帯を支配していたものであろう。天文七（一五三八）年、氏清は城地を尾張・三河を結ぶ山口街道沿いの岩崎へ移し、その後氏識、氏勝を経て勘助氏次に至

第9図 藤島城跡付近の地割



水田
  畑地
  草地
  水路

り、在地に勢力を浸透させていた一族を統括して信雄の家臣団に編成されていたのであるが、なお在地性を払拭しえず、自らの本拠地に居城していた。

岩崎は開析平野北端の山麓に位置する岩崎集落の背後、平野面との比高約二〇米の舌状にのびた丘陵上に位置する平山城で、近世中期のものと思われる岩崎村古城絵図<sup>⑨</sup>によると、中央の本丸（東西二六間、南北二三間）を中心に周辺には数カ所の侍屋敷が記載されており、岩崎村在家をも包含する土居と堀を有していた。






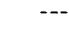
いまこの付近の地割と土地利用を土地宝典（日進町役場所蔵）によって示したのが第一〇図である。

これによると城跡を中心とする一帯は小字「市場」で、その南端は山口街道によって限られている。現在の岩崎集落は舌状の丘陵の南麓に山口街道に沿って細長くつらなっているが、その地割は小字「市場」においても不規則なブロック状を呈して村落的色彩が強く、短冊型地割の町並が形成された面影はみられない。



第10図 岩崎城跡付近の地割



- |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |
| 1. 宅地   | 2. 水田   | 3. 畑地   | 4. 山林草地   | 5. 水路   | 6. 小字界  |

以上のことから、岩崎は、天白川上流の開析平野の開発領主から、愛知郡南東部の三河国境付近一帯を勢力下におく封建領主へと成長してきた丹羽氏の居城として、天文七（一五三八）年以後この地域の中心地となり、その城下では市場も開かれる小城下町的な中心集落を形成していったが、そこではまだ短冊型地割を有する町並の形成はみられず、村落傾向が強く、経済的

心としての機能は、店舗商業よりも市場商業への依存度の高い未成熟な中心集落であったものと考えられる。

### 第三節 荻安賀の発達と構造

荻安賀は尾張一宮の南西約二軒、日光川左岸の自然堤防が後背湿地に移行する部分に位置し、現在は県道一宮津島線（旧巡見街道）沿いに街村をなしており、寺院の多いのが目につく。

東海地方の本願寺教団勢力の中心だった三河上宮寺の文明一六（一四八四）年の末寺帳<sup>⑩</sup>によると、尾張の有力手次坊主三カ寺のうち二カ寺がこの地にあり、ここが当時尾張における一向宗徒の一中心であったことを示している。

また信長公記首巻は、織田信秀死去の年、天文二二（一五五二）年に、その子信長が美濃の斎藤道三と「富田の正徳寺」で会見したことを記して、「富田と申所は在家七百間在之富貴之所也大坂より代坊主を入置美濃尾張の判形を取候て免許の地也」と述べており、重松明久氏はこの正（聖）徳寺が天正一四（一五八六）年まで荻安賀に存したことを明かにしておられる<sup>⑪</sup>。

天正二二（一五八四）年三月一七日、織田信雄は「聖徳寺中」および「町中」にあてて寺内町中并外地引得分の年貢等諸役以下を免除し<sup>⑫</sup>、さらに豊臣秀吉は同年五月、「富田寺内」に対して軍勢甲乙人の乱妨狼籍停止等を下知し<sup>⑬</sup>、同六月には次のような制札を出している。

定 聖徳寺

一、陣取放火事付不可有理不尽催促事

一、市日朔日六日十一日十六日廿一日廿六日

一、当寺内市日出入輩近国他国何々在所之者たりといふ共不撰

権門高家違乱煩不可申懸事

右条々違犯之輩於在之者勿成敗をくわへべき者也仍如件

天正拾貳年六月 日

筑前守（花押）

すなわち荻安賀は一五世紀後期以後、尾張の本願寺教団勢力の一中心として発展し、一六世紀中期には大坂石山本願寺とも深い関係を有する聖徳寺の門前町として、一・六の六斎市の開かれるこの地方の中心集落となっていた。そして在家七〇〇軒という数字はともかく、すでに町並も形成されていたであろう。

ここにはまた苅安賀城があつて、尾張古城志は「苅安賀村城墟東西四十二間南北六十二間村内午未ノ方浅井備中守初而築之」と記しており、蓬州旧勝録十三苅安賀村条には「古城跡、郭内東西四十二間南北三十二間四方二重隍惣曲輪凡三丁四方ト云々、城主浅井新八郎、後ニ備中守ト号ス(中略)新八郎ハ織田家譜代ノ家老職ナリ」と見える。すなわち信長時代にはその譜代の家老職であつた浅井新八郎が居城し、天正二二(一五八四)年以後、信雄時代には森勘解由が城主であつた。

また聖徳寺は次のような信長書状<sup>⑤</sup>を伝えている。

今度本願寺以所行所々一揆令蜂起之処其事無別儀覚悟之通聞届祝着候此表近々可為利運之間可帰困候然者門下之者之事男女ニ不寄及櫓械程可成敗候其方儀者今度之働神妙之条立置候可心易候仍蜜柑一籠并白鳥祝着ニ候尚新八可申候恐々謹言

十一月十三日

信長(花押)

聖徳寺

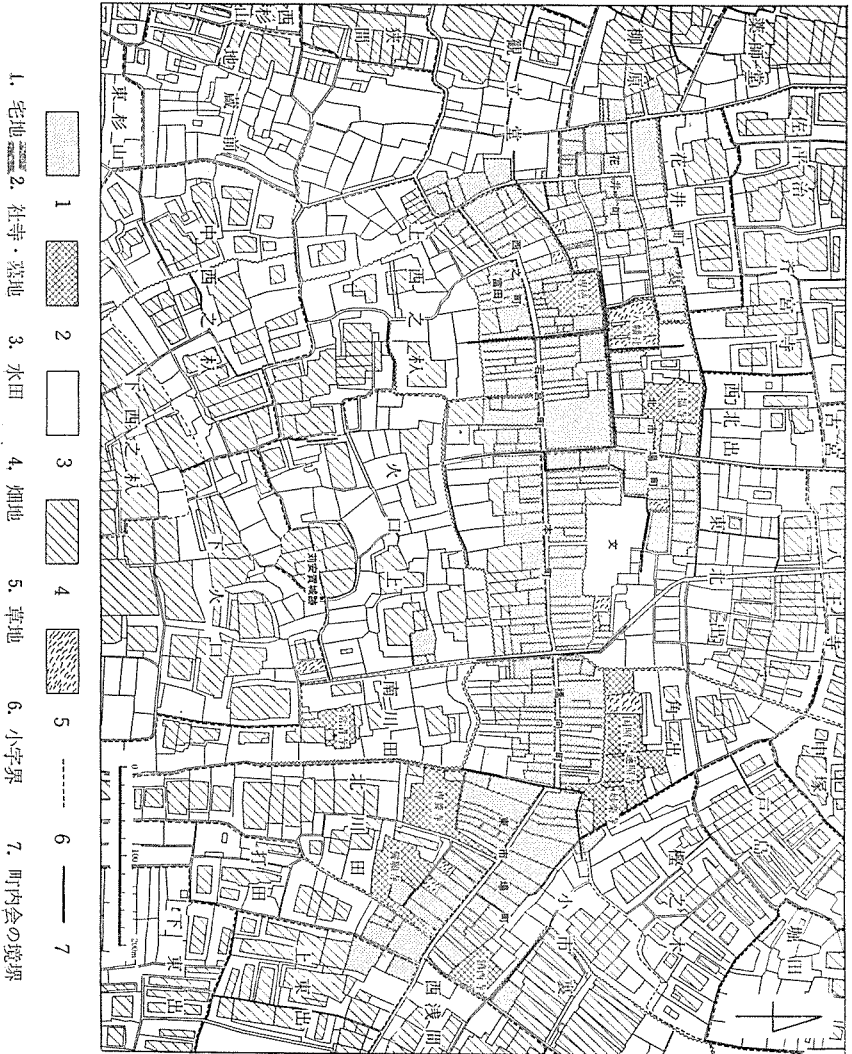
この書状は年不詳ではあるが、その内容からみて信長が長島の一方向一揆を討伐した元龜二(一五七二)年頃のものと思われる。ここで信長は、一向一揆に同調しなかつた聖

徳寺の「今度之働神妙」として蜜柑一籠并白鳥を送り、「尚新八可申候」としている。この新八は当時の苅安賀城主浅井新八郎であり、彼はこの地域に勢力の基盤を有して成長してきた在地領主ではなく、当時すでにこの地域における中心地としての地位を確立していた苅安賀に派遣された代官的性格を持つものであつたと思われ、前述の岩崎における丹羽氏の場合と趣を異にする。

いま一宮市役所作製の一宮市(大和町)土地改良事業基本図(二四〇〇分の一)に明治二六年の大字苅安賀地籍図にみられる土地利用を記入したのが第一一図である。図の中央下部に位置する円型に近い畑地が苅安賀城跡で、その東西径七七米(約四二間)は尾州古城志の記載と一致するが、南北径は九六米(約五三間)で合致しない。昭和三四年以降、城跡の大部分は苅安賀自動車学校の練習場となつて今日では見るかげもないが、南端にはわずかに畑地が残されており、そこは周囲の水田より約一米高くなつている。

この城跡の北方、巡見街道沿いには短辺を道路に面する典型的な短冊型地割を有する街村が形成されている。苅安賀は尾張藩内の多くの在郷町と同じように一八世紀前半に

第11図 荊安賀の地割



開市を許可されて六斎市並二月朔日～一五日、八月一五日～晦日の日市が開かれ、藩政時代を通じて在郷町として栄えたのであり、図にみられるような街村景観はこの時代の産物であったかも知れない。しかし、この地は前述のようにすでに一六世紀後半には六斎市を免許されていたのであり、

街村景観の母体がこの頃に形成されていたことは想像に難くない。蓬州旧勝録は「城下の町名今ニ残ル分」として、東市場町・橋向町・本町・北市場町・若宮町・花井町・富田町を記しており、現在も行政単位としての荻安賀は東から東市場町・橋向町・本町・北市場町・若宮町・花井町・西之町の七つの「町内」に分けられている。

これらの「町内」は行政機構の最末端組織として各「町内」から二名（東市場町のみ三名）の町会議員を出して区長の下に区会を構成しているほか、「町内」ごとに地藏・秋葉社・天王社を祭った小祠をその境内に有して、「町内」によつてはどれかが欠除しているものもある）祭りを行っている。さらに花井町を除く六つの「町内」の鎮守、八幡社の祭礼（一〇月一四日）には「町内」ごとに馬一頭を出して町中を廻り、その費用は各家が所持する株に応じて出資している。

これらとは別に、花井町は単独に熊野社を祭り、荻安賀の中心をなす街村からやや離れた北西隅に位置して、その宅地割もブロック状で村落的色彩が強い。これに対して八幡社を共有する東市場町・橋向町・本町・北市場町・若宮町・

西之町の宅地割はすべて短冊型であり、これらの「町内」はかつての門前町（城下町）時代の町人達の町組織につながるものであろう。

この荻安賀は、前記織田信雄書状に「寺内町中」と記されていることから、聖徳寺の寺内町と解されやすい。しかし、荻安賀は上述のように街村形態をとり、寺内町一般に共通する直交状街路<sup>17)</sup>をとっていない。聖徳寺の所在については、それが富田という所にあったことしかわからない。重松明久氏は荻安賀の旧家関戸藤左衛門氏文書および西之町の郷倉に現存する祭礼用大提燈に「富田町」と記されたものがあることなどから、この富田は現在の西之町を指すものだとしておられる<sup>18)</sup>。とすると聖徳寺は現在の西之町、すなわち街村の西端のどこかにあったことになる。当時の聖徳寺の規模を記したのものとしては次の史料が知られる<sup>19)</sup>。

任御詔旨当寺相渡屋敷之事

- 一、南北長八町事
- 一、東西三町事

一、御堂屋敷五拾間四方事

右田畠式拾四町七反式百廿歩如御制札相渡上者門并諸役令免除

但右外他郷田畠於致作者有様所役可被相勤仍如件

天正拾貳

池田三左衛門尉

六月 日

照 政 (花押)

聖徳寺内中

すなわち天正一二(一五八四)年当時、聖徳寺は五〇間四方の御堂屋敷と、東西三町、南北八町の田畠二四町七反二二〇歩の諸役を免除されていたのであるが、ここには町屋などの民家の存在は記されていない。また織田信雄書状の宛書に「聖徳寺中」と「町中」が並記されていることから、「寺内町中」の語は「寺内」と「町中」に分けて解するのが適当ではなからうか。その町も、当時は聖徳寺の門前に初期的な街村形態をなしていたにすぎず、まだ裏町は形成されなかったもので、門前町として成立し、荻安賀城の築城によって初期城下町の町屋に編成されていたものであろう。

要するに、荻安賀は一五世紀後半には尾張における本願寺教団勢力の中心地としての機能を有し、一六世紀中頃には聖徳寺の門前に初期的な街村形態をとる町並が形成され、六斎市も開かれて、市場商業から店舗(町)商業への過渡

期にあたる市町として、地方的な中心集落に成長していった。さらに織田信長による領国支配体制が確立されるに及んで、その中心地機能が評価され、浅井新八郎が代官として派遣されて町並の南に居城を築き、在地支配の拠点とした。かくて小城下町的な性格をもった中心集落が成立したのであり、城下町に特有な街路形態とされる遠見遮断のための街路の屈曲が東西両端の町への入口に認められる。

### おわりに

以上で、筆者は一三世紀頃から一六世紀にかけて展開していった自生的な地方的中心集落の形成過程をたどり、各段階における中心地の性格を検討して、遅くとも一六世紀後半期にはすでに四〇六軒の間隔で分布する中心集落網が形成されていたことを明らかにし、当時の地方的中心集落の実態を岩崎と荻安賀の事例について検討した。

しかしながら、なお初期の村落市場や城館、その発展形態として生み出された地方的中心集落の影響圏(service area)はいかなる構造を有し、どのような経済的・社会的・政治的状况にあったのか、また当時の中心集落は相互にい

かなる関係にあり、どのような地域構造を構成していたのか、さらにそれらと全国的な流通機構とはいかなる関連を有していたのかなどについては論じえなかった。これらの諸点は今後の課題としたい。

- ① 重松明久、「名主層の封建支配に関する試論——色成年貢・公方年貢をとおして——」『名古屋大学文学部研究論集XIV』一九五六年
- 同、「在地封建制の構造——色成年貢・公方年貢再論——」『名古屋大学文学部研究論集XVII』一九五七年
- ② 遠山信春、『総見記』史籍集覽通記類
- ③ 『岩倉町史』一九五五年
- ④ 樋口好古、『郡村徇行記』愛知郡折戸村条。徇行記は丹羽氏の由来について「文化六年庄屋書上ニ一色平三郎氏明長正（長承カ）年中丹羽郡丹羽村ニ居住シ丹羽郡ヲ領スルニ依テ氏ヲ丹羽ト改メ……五代目丹羽和泉守氏從文明三年四月愛知郡折戸村ニ始テ城ヲ築キコ、ニ移レリ明応六年八月六日卒（下略）」と記しているが確証はない。
- ⑤ 樋口好古、前掲書④、愛知郡岩崎村条
- ⑥ 樋口好古、前掲書④、愛知郡本郷村条
- ⑦ 天白川上流のこの地域にみられる集落は、この四ヶ村と米野木を除

いて、他はすべて近世に成立した新田集落である（郡村徇行記）。

- ⑧ 樋口好古、前掲書④、愛知郡岩崎村条
- ⑨ 『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第六、一九二八年
- ⑩ 愛知県史料（名古屋大学文学部国史学研究室所蔵）
- ⑪ 重松明久、「富田聖寺の所在地について」『日本歴史』一四〇号、一九六〇年
- ⑫ 織田信雄書状、聖徳寺文書、『愛知県史 別巻』所取
- ⑬ 豊臣秀吉下知状、聖徳寺文書、『愛知県史 別巻』所取
- ⑭ 豊臣秀吉制札、聖徳寺文書、『愛知県史 別巻』所取
- ⑮ 織田信長書状、聖徳寺文書、一宮市立図書館所蔵（写本）
- ⑯ 愛知県、『愛知史 第二巻』一九三八年
- ⑰ 牧野信之助、『土地及び聚落史上の諸問題』一九三八年
- ⑱ 原田伴彦、『中世における都市の研究』一九四二年
- 藤岡謙二郎、「寺内町の性格」『人文地理』一の一、一九四八年
- 沢井浩三、「寺内町の形成とその性格」『畿内歴史地理研究』所取、一九五八年
- ⑲ 重松明久、前掲書⑩
- ⑳ 池田照政制札添状、聖徳寺文書、一宮市立図書館所蔵（写本）  
（京都大学大学院学生）

character, the formation of which is thought to be caused by the fact of conquest. In this article, we try to consider the cause from the side of domestic structure just before the Conquest. Throughout one hundred and fifty years before the Norman Conquest, the unification policy, such as reconquest and management of Danelaw region, had been executed. This reconquest process will be gradationally analysed in relation to the building of fortresses and expansion in Hundred-Shire of the Wessex system, and then by bringing into relief the policy of the Wessex monarchy about the appointment of Archbishop of York and Earl of Northumbria. As it is, in this case, the Danelaw region that becomes the object of the Wessex unification policy, the inquiry of this problem enables us to explain the part of the Danelaw region at the end of the Anglo-Saxon period.

The Organization of the Central Place in the  
Forming Period of *Daimyo-Ryôgôku* 大名領国

by

Kentaro Kobayashi

Since the thirteenth century in Japan, with the conspicuous current of spontaneous formation of the central place in the country, a village market was formed as an economic center, and the castle of resident lords increased in function as a political center. Then, in the latter period of *Sengokujidai* 戦国時代, or the Warring Era, the central place was established by means of combination with both centers. The regional structure with their nodal points appeared, and it became the foundation supporting the territorial government of *daimyôs* 大名 in the Warring Era.

The aim of this article is, from this point of view, to explain the character and structure of the central place in the latter period of the Warring Era, by considering the early village markets and the castles of resident lords in the *Owari* 尾張 plain, with the field investigation of some minor place-names, forms of fields distribution, or *Jiwari* 地割, and ruins for the complementary sources.